

第 号
年 月 日

様

沼津市長 氏 名 ⑩

特別の事情の認定等について（通知）

貴社と請負契約を締結した下記工事について、沼津市建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）第7条の2第1項の規定に違反し、一次下請である下記業者が法の規程による届出の義務があるにも関わらず、当該義務を履行していないことが確認されましたが、貴社から提出のあった理由については、約款第7条の2第2項第1号に規定する特別の事情を有するものと認めます。

つきましては、下記提出期限までに、対象となる下請業者が法の規定による届出の義務を履行し、その事実を確認することができる書類を提出してください。

なお、当該提出期限までに提出がない場合は、約款第7条の2第3項の規定に基づき、貴社が当該下請業者と締結した下請契約の最終の請負代金の額の10分の1に相当する額の制裁金を請求することとなりますので、ご承知ください。

記

- 1 工事名
- 2 提出期限 年 月 日
- 3 対象となる下請業者及び未加入の社会保険等

No.	商号又は名称 住 所	下請 次数	許可番号		未加入のものに○ ※除外は除く			
					健康 保険	厚生年 金保険	雇用 保険	
1				—	第 号			
2				—	第 号			
3				—	第 号			

- 4 届出の義務 ○○法第○条
- 5 社会保険等に加入したことが確認できる書類
 - (1) 健康保険又は厚生年金保険については、以下のいずれかの書類の写し
 - ・「領収証書」
 - ・「社会保険料納入証明（申請）書」

- ・「資格取得確認および標準報酬決定通知書」
- (2) 雇用保険については、以下のいずれかの書類の写し
- ・「領収済通知書」及び「労働保険概算・確定保険料申告書」
 - ・「雇用保険被保険者資格取得等通知書（事業主通知用）」
- ※(1)(2)について、上記以外の書類を提出する場合には、別途協議するものとします。

連絡先
担当
電話